

公立大学法人神戸市外国語大学職員給与規程

2007年4月1日

規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他の関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、就業規則第2条に規定する職員に適用する。ただし、就業規則第17条に規定する職員を含むものとする。

(給料)

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、各職員の受ける給料は、その職務の内容、責任の軽重その他勤労に関する条件を考慮したものでなければならない。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 教育職給料表（別表第3）
- (4) 一般職給料表（別表第4）

(給料の支払)

第6条 この規程に基づく給料は、その全額を通貨で直接職員に払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、職員に給料を支給する際、給料から控除することができる。

- (1) 法令で定めるもの
- (2) 法第24条第1項ただし書の協定によるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合においては、その者に対する給料の全部又は一部を口座振込の方法により支払うことができる。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、その月の20日とする。ただし、支給日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）、日曜日又は土曜日にあたるときは、順次繰り上げるものとする。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した

職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。ただし、理事長が別に定めるものについては、前条第1項に規定する期間の末日まで給料を支給することができる。
- 3 前2項の規定（前項ただし書に係る部分を除く。）により給料を支給する場合であって、前条第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から公立大学法人神戸市外国語大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（初任給）

第9条 新たに職員となった者の給料は、理事長が別に定める初任給基準に従い決定する。

（昇給等の基準）

第10条 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

- 2 前項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。
- 3 職員の昇給は、理事長が定める日（以下「昇給日」という。）に、理事長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳（理事長が定める職員にあつては、56歳以上の年齢で理事長が定めるもの）以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 9 就業規則第17条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の項に掲げる給料月額のうちその者の属する職務の級に応じた額とする。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき12,000円、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同項の額に、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合（配偶者が前号に該当する場合を除く。）
- (4) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合（配偶者が第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者の退職又は死亡の日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届

出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第13条 職員に対して地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当（理事長が定める額を除く。）及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、地域手当の月額は、年齢に伴う生計費等を配慮して特別の調整を行う必要があると認めるときは、前項の額に理事長が別に定める額を加算した額とすることができる。
- 4 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 5 地域手当について必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料調整手当）

第14条 給料調整手当は、教員の業務内容等に応じ給料を調整する手当として、業務量手当及び大学院手当を支給する。

- 2 業務量手当は、教員の授業・研究活動・その他業務にかかる業務量に応じて支給する。業務量は、1年間毎週授業を1時限行う場合の業務量を基本単位（以下「ユニット」という。）として計測し、ユニット数が一定の量（以下「標準ユニット数」という。）を超える場合には、超えたユニット数に単価を乗じた金額を支給する。ただし、標準ユニット数に満たない場合には、満たないユニット数に単価を乗じた金額を給料から減額する。
 - (1) ユニット単価の月額は、教授 19,000 円、准教授・講師 18,000 円、助教 17,000 円とする。
 - (2) その他業務量の測定、標準ユニット数及び支給方法等については、理事長が別に定め

る。

3 大学院手当は、大学院研究科の授業の実施及び指導学生の有無に応じて次のとおり支給する。

(1) 博士課程において授業を実施し、かつ指導学生がある場合の大学院手当の月額は、教授 26,000 円、准教授・講師 19,000 円、助教 14,000 円とする。

(2) 博士課程において授業を実施せず、指導学生がある場合の大学院手当の月額は、教授 16,000 円、准教授・講師 11,000 円、助教 9,000 円とする。

(3) 博士課程において授業を実施し、指導学生がない場合の大学院手当の月額は、教授 10,000 円、准教授・講師 8,000 円、助教 5,000 円とする。

(4) 修士課程において授業を実施する場合の大学院手当の月額は、指導学生の有無にかかわらず、教授 10,000 円、准教授・講師 8,000 円、助教 5,000 円とする。

(5) その他支給方法等については、理事長が別に定める。

4 給料調整手当は、その月分を翌月 20 日に支給する。

(住居手当)

第15条 住居手当は、職員でその住居に係る費用を負担していると認められるものに支給する。

2 住居手当の支給区分及びその月額は、世帯主又はこれに準ずる者について、4,000 円(借家又は借間を住居としている者であって、第6項に規定するものについては、19,000 円)を超えない範囲内において、理事長が定める。

3 前項に規定するこれに準ずる者とは、世帯主以外の職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) その居住する住居を借り受け、又は所有する者

(2) 主としてその収入によって当該世帯の生計を支えていると認められる者

4 前3項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、住居手当を支給しない。

(1) 同一世帯において、住居手当の支給を受けている職員がいる場合

(2) 同一世帯において、理事長が定める者で住居手当に相当する手当の支給を受けている者がいる場合

(3) 職員の居住する住居が神戸市の宿舎である場合

5 住居手当は、同一世帯の構成員が職員の居住する住居に係る費用の負担をその雇用者から受けている場合には支給しないことができる。

6 第2項に規定するものとは、次の第1号から第4号の要件を満たすものとする。

(1) 住居を借り受けている者が職員又は職員の扶養親族であること

(2) 借り受けている住居が次のアからエに該当しないこと

ア 神戸市の宿舎

イ 扶養親族が所有する住居

ウ 扶養親族でない配偶者、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受け、居住している住居

エ 職員又は扶養親族以外の者が借り受け、居住している住居

(3) 借り受けている住居が自ら居住するための住居であること

(4) 家賃を支払っていること。ただし、敷金、礼金、光熱水費、共益費等は家賃に含まない。

7 新たに職員となった者又は職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合若しくは住居、住居表示又は同居者の変更等があった場合においては、その居住の実状をすみやかに理事長に届け出なければならない

8 職員は、住居、住居表示又は支給区分の変更により第1項の職員でなくなった場合には、理事長に届け出なければならない。

9 住居手当の支給は、新たに職員となった者が第1項の職員たる要件を具備する場合においてはその者が職員となった日、職員が新たに同項の職員たる要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、住居手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

10 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までに住居手当にかかる事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、理事長が特別の定めをするものを除くほか次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員。

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月

数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、自動車等を使用する距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員及び使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,400円、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては7,100円、使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては10,000円、使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては12,900円、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては15,800円、使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては18,700円、使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては21,600円、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては24,400円、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあつては26,200円、使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあつては28,000円、使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあつては29,800円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあつては31,600円とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる職員のうち、身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると理事長が認めるものに支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、前項に規定する額の2倍に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額とする。
- 5 第1項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とするものに支給する支給単位期間当たりの通勤手当の額は、第2項本文の規定及び前2項の例により算出した額の合計額とする。この場合においては、第2項ただし書の規定を準用する。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第17条 勤務地を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から、当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して、理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められないときは、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 職員が通常の業務の他に、外国語学部長、学生支援部長、教務部長、外国学研究所長、教職支援センター長、キャリアサポートセンター長、地域連携推進センター長、国際交流センター長、神戸グローバル教育センター長、図書館長及び役員付執行スタッフの職を兼ねるときは、特殊勤務手当を支給することができる。ただし、理事等役員には、特殊勤務手当を支給しない。

2 特殊勤務手当の月額は次に掲げる額とする。

(1) 外国語学部長	70,000円
(2) 学生支援部長	70,000円
(3) 教務部長	70,000円
(4) 外国学研究所長	70,000円
(5) 教職支援センター長	30,000円
(6) キャリアサポートセンター長	30,000円
(7) 地域連携推進センター長	30,000円
(8) 国際交流センター長	30,000円
(9) 神戸グローバル教育センター長	30,000円
(10) 図書館長	30,000円

(11) 役員付執行スタッフ 10,000 円

3 特殊勤務手当は、その月分を翌月 20 日に支給する。

4 その他支給方法等については、理事長が別に定める。

(管理職手当)

第19条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、理事長が指定するものについて、その職務の特殊性に基き、その職にある者に対し、管理職手当を支給することができる。

2 管理職手当の支給を受けることとなる職及びその職にある職員に対する月額は次に掲げる額以内とする。

(1) 大学事務局次長 107,000 円

(2) 課長及び担当課長 89,000 円

3 管理職手当は、その月分を当月 20 日に支給する。

4 その他管理職手当の支給方法については、理事長が別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 前条の規定に基づく理事長が指定する職にある職員で、管理若しくは監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して、理事長が定めるものが臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は休日に理事長が定める勤務をしたときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 の範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

3 管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月 20 日に支給する。

4 前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第21条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第 4 条及び第 7 条に規定する職員の休日（以下単に「休日」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認（公立大学法人神戸市外国語大学育児休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第 13 条の 2 に規定する育児短時間勤務、第 14 条に規定する育児部分休業の承認及び公立大学法人神戸市外国語大学介護休業等に関する規程（以下「介護休業等規程」という。）第 2 条に規定する介護休業の承認をいう。）（以下本条中「特別承認」という。）があった場合を除くほか、その勤務しない時間 1 時間につき、第 25 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の特別承認は、次の各号に定める基準によって理事長が勤務しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。

(1) 公立大学法人神戸市外国語大学職員職務専念義務の免除に関する規程（以下本号中

「職免規程」という。) 第2条各号(同規程第2条第3号の規定に基づく場合にあっては理事長が別に定めるものに限る。)の規定に基づきその義務を免除されたとき。

そのつど必要と認める時間又は日(ただし、職免規程第2条第4号③にあっては、1週間をこえない範囲内でそのつど必要と認める日)

(2) 業務に起因しない負傷若しくは疾病又は通勤に起因しない負傷若しくは疾病のため勤務しないとき(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)

医師等の証明等に基づき最小限度必要と認める時間又は日(当該年度内を通じて90日間を限度とする。)

(3) 職員と生計を一にする親族の葬祭、分娩又は職員の親族の風水震災等による災害、その他の私事故障により勤務しないとき。

そのつど必要と認める時間又は日(当該年度内を通じて10日間を限度とする。)

3 減額すべき給与額は、給料、地域手当及び特殊勤務手当のそれぞれに対応する額に分け、次期以降の計算期間において支給する当該給与から減ずるものとする。

4 前項の場合において、退職、休職等の事由により減額すべき給与額が次期以降の計算期間において支給する当該給与から減額することができないときは、その他の未支給の給与から減ずるものとする。

5 職員が、承認がなくて勤務しなかった時間数、育児短時間勤務、介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間数及び介護休業の承認を受けて勤務しなかった時間数は、その計算期間ごとに通算する。

(時間外勤務手当)

第22条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条第2項の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与

額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、100 分の 175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 時間外勤務手当は、その月分を翌月 20 日に支給する。

（休日勤務手当）

第23条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第25条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、当該休日が勤務時間規程第12条の規定に基づき他の日に振り替えられた職員には、当該休日については、休日勤務手当は支給しない。

3 休日勤務手当は、その月分を翌月 20 日に支給する。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第24条 前2条の規定は、管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

（勤務 1 時間あたりの給与額）

第25条 勤務 1 時間あたりの給与額は、給料月額、これに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間に 52 を乗じたものから職員の休日（各年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までにおける国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日のうち、週休日と重なる日を除く日数の合計)に 7.75 を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第26条 期末手当は、6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職をし、若しくは就業規則第18条第 1 項第 1 号の規定により解雇され、又は死亡をした職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に、6 月 1 日に在職する職員（当該基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡をした職員を含む。以下この項において同じ。）に支給する場合においては理事長が定める割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、理事長が別に定める。

4 第 2 項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、若しくは解雇され、又は

死亡をした職員にあっては、退職をし、若しくは解雇され、又は死亡をした日現在)における職員の給料及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。

- 5 第5条第4号に規定する一般職給料表の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級以上であるもの及びこれと同等であると考慮しうるものとして、理事長が定めるもの並びに一般職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、これに相当する者として理事長が定めるものの算定基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を超えない範囲内で、職務段階等に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が定めるものにあつては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額)を加算した額とする。

第27条 前条第1項及び第31条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する理事長が定める期末手当を支給する日(以下これらの日を「支給日」という。)の前日までの間に就業規則第36条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第18条第5号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する信頼を確保し、期末手当に関す

る制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合において、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 この規程に定めるほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(勤勉手当)

- 第29条 勤勉手当は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、若しくは就業規則第18条第1号の規定により解雇され、又は死亡をした職員についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、算定基礎額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。
 - 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、理事長が別に定める。
 - 4 第26条第4項及び第5項の規定は、勤勉手当の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第29条第2項」と、同条第5項中「前項」とあるのは、「第29条第4項に準用する前項」と読み替えるものとする。
 - 5 この規程に定めるほか勤勉手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
 - 6 第27条及び第28条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び第28条において同じ。）から」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第29条第6項において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患、精神疾患又は難病のうち厚生労働省が指定する特定疾患(以下「特定疾患」という。)にかかり就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満2年6月に達するまでは、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当の全額(再雇用職員にあつては、給料及び地域手当の全額を上限とする額で理事長が定めるもの)を、満2年6月を超え満3年(特定疾患にかかり同号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、満4年)に達するまでは、それぞれの100分の40(再雇用職員にあつては、給料及び地域手当の100分の40以内において理事長が定める額)を支給することができる。

3 職員が、前2項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満1年6月に達するまでは、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当の全額(再雇用職員にあつては、給料及び地域手当の全額を上限とする額で理事長が定めるもの)を、満1年6月を超え満2年に達するまでは、それぞれの100分の80(再雇用職員にあつては、給料及び地域手当の100分の80以内において理事長が定める額)を支給することができる。

4 職員が就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が、就業規則第13条第1項第3号に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、理事長が定めるところに従いこれに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給し、又は支給しないことができる。

6 就業規則第13条第1項の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業期間中の給与等)

第31条 育児休業等規程に規定する育児休業をしている期間については、給与等を支給しない。

2 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(理事長が定めるこれに相当する期間を含む。)がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合の昇給については、理事長が別に定める。
(介護休業期間中の給与等)

第32条 介護休業等規程に規定する介護休業をしている期間については、給与等を支給しない。

2 前項に規定するもののほか、介護休業をする職員に関し必要な事項は、別に定める。
(神戸市からの派遣職員の給与)

第33条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、神戸市から派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、神戸市職員の給与に関する条例その他神戸市の関係規定の定めるところにより算定した額を支給する。
(特別研修期間中の給与)

第34条 公立大学法人神戸市外国語大学特別研修制度規程に規定する特別研修に従事する職員の給与については、同規程の定めるところにより算定した額を支給する。
(施行の細目)

第35条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

(施行日の前日において神戸市給与条例及び労務職員給与規則が適用されていた職員に係る経過措置)

2 この規程の適用となる職員のうち、施行日の前日において神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下「神戸市給与条例」という。)及び労務職員の給与等に関する規則(昭和31年7月23日規則第40号。以下「労務職員給与規則」という。)が適用されていた職員の給料については、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、神戸市給与条例及び労務職員給与規則に定める給料表に基づき、施行日の前日に受けていた職務の級及び号給の期間を、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。

3 神戸市給与条例別表第1が適用になっていた職員は、本規程の別表第1を適用し、労務職員給与規則別表第2が適用になっていた職員は本規程の別表第2を適用し、また神戸市給与条例別表第3が適用になっていた職員は本規程の別表第3を適用する。

4 施行日の前日において神戸市給与条例及び労務職員給与規則が適用されていた職員に係る扶養手当、住居手当、及び通勤手当については、その法人の成立の日の前日に神戸市給与条例その他の神戸市の関係規定に基づき、神戸市の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす
(特定の職務の級の切替え)

5 施行日の前日において神戸市給与条例及び労務職員給与規則によりその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった

職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

6 施行日の前日において神戸市給与条例別表第1及び第3、労務職員給与規則別表第2の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表2に定める号給とする。

7 前条後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号給は、新級、旧号級及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え）

8 施行日の前日において、神戸市給与条例別表第1及び第3、並びに労務職員給与規則別表第2の給料表に定める職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号給の調整）

9 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（号給の切替えに伴う経過措置）

10 この規程によりその者の受ける給料月額が施行日の前日において神戸市給与条例及び労務職員給与規則の規定により同日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

11 第5条第1号の適用を受ける職員であって附則第5の規定により5級に決定される者のうち理事長が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「同日に受けていた給料月額」とあるのは「同日に受けていた給料月額に10,000円を加算した額」とする。

12 施行日の前日から引き続き神戸市給与条例及び労務職員給与規則の給料表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

13 施行日以降に新たにこの規程による給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があ

ると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

14 前4項の規定による給料を支給される職員について、第25条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項、第11項、第12項、及び第13項との合計額」とする。

15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2008年3月3日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、2008年4月1日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人神戸市外国語大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、2007年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

第2条 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の公立大学法人神戸市外国語大学職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

第3条 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細目の委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、第1条の規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、2008年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年8月1日から施行し、2010年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2009年12月1日から施行する。
(号給の切替えに伴う経過措置の変更)
- 2 2009年12月1日以降におけるこの規程の附則(2007年4月1日施行分)第10項の規定の適用については、同項中「同日に受けていた給料月額」とあるのは、「同日に受けていた給料月額に100分の99.95を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」とする。
- 3 2009年12月1日以降におけるこの規程の附則(2007年4月1日施行分)第11項の規定の適用については、同項中「同日に受けていた給料月額」とあるのは「同日に受けていた給料月額に100分の99.95を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」と、「同日に受けていた給料月額に10,000円を加算した額」とあるのは「同日に受けていた給料月額に10,000円を加算した額に100分の99.95を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」とする。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2010年12月1日から施行する。ただし、第22条第2項に関する規定については、2011年4月1日から施行する。
- 2 2010年12月1日以降におけるこの規程の附則(2009年12月1日施行分)第2項及び第3項において「100分の99.95」とあるのは、「100分の99.87」とする。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2012年12月1日から施行する。
- 2 2012年12月1日以降におけるこの規程の附則(2009年12月1日施行分)第2項及び第3項において「100分の99.95」とあるのは、「100分の99.77」とする。

附 則

(職員給与規程の特別措置)

第1条 2013年7月1日から2014年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第5条第1項第3号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から100分の4を乗じて得た額を減ずる。

（その他の給与の減額）

第2条 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たって、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 地域手当 第13条の規定に基づき支給される地域手当のうち、給料月額に対する地域手当の額に、100分の4を乗じて得た額及び管理職手当に対する地域手当の月額に、100分の10を乗じて得た額
- (2) 特殊勤務手当 第18条第2項第1号から第4号に掲げる特殊勤務手当の額に、100分の10を乗じて得た額
- (3) 管理職手当 第19条第2項第1号から第4号に掲げる管理職手当の額に、100分の10を乗じて得た額
- (4) 期末手当 第26条の規定により支給される期末手当の額に、100分の7を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 第29条の規定により支給される勤勉手当の額に、100分の7を乗じて得た額
- (6) 第30条第1項の規定により支給される給与 前条及び前各号に定める額
- (7) 第30条第2項から第5項までの規定により支給される給与 前条及び第1号に定める額

2 特例期間においては、第22条及び第23条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額、これに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。

（端数計算）

第3条 前2条により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（施行細目の委任）

第4条 前条までに定めるもののほか、この措置に関して必要な事項は、理事長が定める。

（施行期日）

第5条 この規程は、2013年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、2015年4月1日から施行する。

(給料月額の変更に伴う経過措置)

第2条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額を超えない範囲内で理事長が定める額に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、2018年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第3条 前条の規定による給料を支給される職員に対して、第25条に規定する「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則（2015年4月1日施行分）第2条の規定による給料の額との合計額」とする。

(2018年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

第4条 切替日から2018年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関しては、以下のとおりとする。

(1) 地域手当 第13条中「100分の12」とあるのは、「100分の12を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。

(2) 単身赴任手当 第17条中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

(号給の変更に伴う経過措置の変更)

第5条 2015年4月1日以降におけるこの規程の附則（2007年4月1日施行分）第10項の規定の適用については、同項中「その者の受ける給料月額」とあるは、「その者の受ける給

料月額と附則（2015年4月1日施行分）第2条の規定による給料の額との合計額。以下この項において同じ。」に改め、「同日に受けていた給料月額」の次に「を超えない範囲内で理事長が定める額」を加え、「給料月額の」を「2018年3月31日までの間、給料月額の」に改め、「相当する額」の次に「を超えない範囲内で理事長が定める額」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、2016年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人神戸市外国語大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定、第5条第3号及び第4号、第22条第2項及び第3項の規定は、2015年4月1日から適用する。

（号給の切替えに伴う経過措置の変更）

第2条 2016年4月1日以降におけるこの規程の附則（2012年4月1日施行分）第2項において「100分の99.77を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「100分の99.77を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に300円を加算した額」とする。

2 前項の規定は、2015年4月1日から適用する。

（給料月額の切替えに伴う経過措置の変更）

第3条 2016年4月1日以降におけるこの規定の附則（2015年4月1日施行分）第2項において「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に300円を加算した額」とする。

2 前項の規定は、2015年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当にかかる経過措置）

第5条 2016年4月1日から2017年3月31日までの間における改正後の給与規程第15条第2項の規定の適用については、同項中「4,000円」とあるのは「7,900円」と、「19,000円」とあるのは「13,300円」とする。

2 2017年4月1日から2018年3月31日までの間における改正後の給与規程第15条第2項の規定の適用については、同項中「4,000円」とあるのは「6,600円」と、「19,000円」とあるのは「15,200円」とする。

3 2018年4月1日から2019年3月31日までの間における改正後の給与規程第15条第2項の

規定の適用については、同項中「4,000円」とあるのは「5,300円」と、「19,000円」とあるのは「17,100円」とする。

(施行細目の委任)

第6条 前条までに定めるもののほか、第1条の規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、2017年4月1日から施行する。

(給料月額の変更)

第2条 2017年4月1日以降におけるこの規定の附則(2015年4月1日施行分)第2項において「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に400円を加算した額」とする。

2 前項の規定は、2016年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、2018年2月1日から施行する。

(給料月額の変更)

第2条 2018年2月1日以降におけるこの規定の附則(2015年4月1日施行分)第2項において「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に500円を加算した額」とする。

2 前項の規定は、2017年4月1日から適用する。

(扶養手当にかかる経過措置)

第3条 2018年4月1日から2019年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の公立大学法人神戸市外国語大学職員給与規程(以下、「改正後の給与規程」という。)第11条第3項の規定の適用については、同項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「7,500円」とあるのは「9,000円」、「11,000円」とあるのは「10,000円」とする。

2 2019年4月1日から2020年3月31日までの間における改正後の給与規程第11条第3項の規定の適用については、同項中「13,000円」とあるのは「8,000円」と、「7,500円」とある

のは「11,000円」,「11,000円」とあるのは「7,500円」とする。

(施行細目の委任)

第4条 前2条に定めるもののほか,第1条の規定の施行に関し必要な事項は,理事長が定める。

附 則

この規程は,2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は,2020年7月1日から施行する。

附 則

この規程は,2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は,2022年4月1日から施行する。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第5項関係）

給料表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
	7 級	6 級
	8 級	7 級
	9 級	8 級

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第5項関係）

給料表	旧 級	新 級
労務職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級

附則別表2 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給（附則第6項関係）

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	6級	7級	8級	9級
		1	3月未満	1	1	1	5	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	8	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	9	1	1	1	1
2	3月未満	5	5	5	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	12	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	13	1	1	1	1
3	3月未満	9	9	9	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	14	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	15	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	16	1	1	1	1
	12月以上	13	13	13	17	1	1	1	1
4	3月未満	13	13	13	17	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	18	2	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	19	3	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	20	4	4	1	1
	12月以上	17	17	17	21	5	5	1	1
5	3月未満	17	17	17	21	5	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	22	6	6	2	2
	6月以上9月未満	19	19	19	23	7	7	3	3
	9月以上12月未満	20	20	20	24	8	8	4	4
	12月以上	21	21	21	25	9	9	5	5
6	3月未満	21	21	21	25	9	9	5	5
	3月以上6月未満	22	22	22	26	10	10	6	6
	6月以上9月未満	23	23	23	27	11	11	7	7
	9月以上12月未満	24	24	24	28	12	12	8	8
	12月以上	25	25	25	29	13	13	9	9
7	3月未満	25	25	25	29	13	13	9	9
	3月以上6月未満	26	26	26	30	14	14	10	10
	6月以上9月未満	27	27	27	31	15	15	11	11
	9月以上12月未満	28	28	28	32	16	16	12	12
	12月以上	29	29	29	33	17	17	13	13
8	3月未満	29	29	29	33	17	17	13	13
	3月以上6月未満	30	30	30	34	18	18	14	14
	6月以上9月未満	31	31	31	35	19	19	15	15
	9月以上12月未満	32	32	32	36	20	20	16	16
	12月以上	33	33	33	37	21	21	17	17

9	3月未満	33	33	33	37	21	21	17	17
	3月以上6月未満	34	34	34	38	22	22	18	18
	6月以上9月未満	35	35	35	39	23	23	19	19
	9月以上12月未満	36	36	36	40	24	24	20	20
	12月以上	37	37	37	41	25	25	21	21
10	3月未満	37	37	37	41	25	25	21	21
	3月以上6月未満	38	38	38	42	26	26	22	22
	6月以上9月未満	39	39	39	43	27	27	23	23
	9月以上12月未満	40	40	40	44	28	28	24	24
	12月以上	41	41	41	45	29	29	25	25
11	3月未満	41	41	41	45	29	29	25	25
	3月以上6月未満	42	42	42	46	30	30	26	26
	6月以上9月未満	43	43	43	47	31	31	27	27
	9月以上12月未満	44	44	44	48	32	32	28	28
	12月以上	45	45	45	49	33	33	29	29
12	3月未満	45	45	45	49	33	33	29	29
	3月以上6月未満	46	46	46	50	34	34	30	30
	6月以上9月未満	47	47	47	51	35	35	31	31
	9月以上12月未満	48	48	48	52	36	36	32	32
	12月以上	49	49	49	53	37	37	33	33
13	3月未満	49	49	49	53	37	37	33	33
	3月以上6月未満	50	50	50	54	38	38	34	34
	6月以上9月未満	51	51	51	55	39	39	35	35
	9月以上12月未満	52	52	52	56	40	40	36	36
	12月以上	53	53	53	57	41	41	37	37
14	3月未満	53	53	53	57	41	41	37	37
	3月以上6月未満	54	54	54	58	42	42	38	38
	6月以上9月未満	55	55	55	59	43	43	39	39
	9月以上12月未満	56	56	56	60	44	44	40	40
	12月以上	57	57	57	61	45	45	41	41
15	3月未満	57	57	57	61	45	45	41	41
	3月以上6月未満	58	58	58	62	46	46	42	42
	6月以上9月未満	59	59	59	63	47	47	43	43
	9月以上12月未満	60	60	60	64	48	48	44	44
	12月以上	61	61	61	65	49	49	45	45
16	3月未満	61	61	61	65	49	49	45	45
	3月以上6月未満	62	61	62	66	50	50	46	46
	6月以上9月未満	63	62	63	67	51	51	47	47
	9月以上12月未満	64	62	64	68	52	52	48	48
	12月以上	65	63	65	69	53	53	49	49
17	3月未満	65	63	65	69	53	53	49	49
	3月以上6月未満	66	63	66	70	54	54	50	50
	6月以上9月未満	67	64	67	71	55	55	51	51

	9月以上12月未満	68	64	68	72	56	56	52	52
	12月以上	69	65	69	73	57	57	53	53
18	3月未満	69	65	69	73	57	57	53	53
	3月以上6月未満	70	65	70	74	58	58	54	53
	6月以上9月未満	71	65	71	75	59	59	55	53
	9月以上12月未満	72	66	72	76	60	60	56	53
	12月以上	73	66	73	77	61	61	57	53
19	3月未満	73	66	73	77	61	61	57	
	3月以上6月未満	74	66	74	78	62	62	58	
	6月以上9月未満	75	67	75	79	63	63	59	
	9月以上12月未満	76	67	76	80	64	64	60	
	12月以上	77	67	77	81	65	65	61	
20	3月未満	77	67	77	81	65	65	61	
	3月以上6月未満	78	68	77	82	66	66	62	
	6月以上9月未満	79	68	78	83	67	67	63	
	9月以上12月未満	80	68	78	84	68	68	64	
	12月以上	81	69	79	85	69	69	65	
21	3月未満	81	69	79	85	69	69	65	
	3月以上6月未満	82	69	79	86	70	70	66	
	6月以上9月未満	83	69	80	87	71	71	67	
	9月以上12月未満	84	70	80	88	72	72	68	
	12月以上	85	70	81	89	73	73	69	
22	3月未満	85	70	81	89	73	73	69	
	3月以上6月未満	86	70	81	90	74	74	70	
	6月以上9月未満	87	71	82	91	75	75	71	
	9月以上12月未満	88	71	82	92	76	76	72	
	12月以上	89	71	83	93	77	77	73	
23	3月未満	89	71		93	77	77	73	
	3月以上6月未満	90	72		94	78	78	74	
	6月以上9月未満	91	72		95	79	79	75	
	9月以上12月未満	92	72		96	80	80	76	
	12月以上	93	73		97	81	81	77	
24	3月未満	93			97	81	81	77	
	3月以上6月未満	93			97	82	82	78	
	6月以上9月未満	93			97	83	83	79	
	9月以上12月未満	93			97	84	84	80	
	12月以上	93			97	85	85	81	
25	3月未満					85	85	81	
	3月以上6月未満					86	86	81	
	6月以上9月未満					87	87	81	
	9月以上12月未満					88	88	81	
	12月以上					89	89	81	
26	3月未満					89	89		

	3月以上6月未満					90	90		
	6月以上9月未満					91	91		
	9月以上12月未満					92	92		
	12月以上					93	93		
27	3月未満					93	93		
	3月以上6月未満					94	94		
	6月以上9月未満					95	95		
	9月以上12月未満					96	96		
	12月以上					97	97		
28	3月未満					97	97		
	3月以上6月未満					98	98		
	6月以上9月未満					99	99		
	9月以上12月未満					100	100		
	12月以上					101	101		
29	3月未満					101	101		
	3月以上6月未満					102	101		
	6月以上9月未満					103	101		
	9月以上12月未満					104	101		
	12月以上					105	101		
30	3月未満					105			
	3月以上6月未満					106			
	6月以上9月未満					107			
	9月以上12月未満					108			
	12月以上					109			
31	3月未満					109			
	3月以上6月未満					110			
	6月以上9月未満					111			
	9月以上12月未満					112			
	12月以上					113			
32	3月未満					113			
	3月以上6月未満					114			
	6月以上9月未満					115			
	9月以上12月未満					116			
	12月以上					117			
33	3月未満					117			
	3月以上6月未満					118			
	6月以上9月未満					119			
	9月以上12月未満					120			
	12月以上					121			
34	3月未満					121			
	3月以上6月未満					121			
	6月以上9月未満					121			
	9月以上12月未満					121			

	12月以上					1 2 1			
--	-------	--	--	--	--	-------	--	--	--

附則別表 2 労務職給料表の適用を受ける職員の新号給（附則第6項関係）

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	7級
		1	2	3	4	5	6
1	3月未満	1	1	29	1	5	1
	3月以上6月未満	2	2	30	2	6	1
	6月以上9月未満	3	3	31	3	7	1
	9月以上12月未満	4	4	32	4	8	1
	12月以上	5	5	33	5	9	1
2	3月未満	5	5	33	5	9	1
	3月以上6月未満	6	6	34	6	10	1
	6月以上9月未満	7	7	35	7	11	1
	9月以上12月未満	8	8	36	8	12	1
	12月以上	9	9	37	9	13	1
3	3月未満	9	9	37	9	13	1
	3月以上6月未満	10	10	38	10	14	1
	6月以上9月未満	11	11	39	11	15	1
	9月以上12月未満	12	12	40	12	16	1
	12月以上	13	13	41	13	17	1
4	3月未満	13	13	41	13	17	1
	3月以上6月未満	14	14	42	14	18	2
	6月以上9月未満	15	15	43	15	19	3
	9月以上12月未満	16	16	44	16	20	4
	12月以上	17	17	45	17	21	5
5	3月未満	17	17	45	17	21	5
	3月以上6月未満	18	18	46	18	22	6
	6月以上9月未満	19	19	47	19	23	7
	9月以上12月未満	20	20	48	20	24	8
	12月以上	21	21	49	21	25	9
6	3月未満	21	21	49	21	25	9
	3月以上6月未満	22	22	50	22	26	10
	6月以上9月未満	23	23	51	23	27	11
	9月以上12月未満	24	24	52	24	28	12
	12月以上	25	25	53	25	29	13
7	3月未満	25	25	53	25	29	13
	3月以上6月未満	26	26	54	26	30	14
	6月以上9月未満	27	27	55	27	31	15
	9月以上12月未満	28	28	56	28	32	16
	12月以上	29	29	57	29	33	17
8	3月未満	29	29	57	29	33	17
	3月以上6月未満	30	30	58	30	34	18
	6月以上9月未満	31	31	59	31	35	19
	9月以上12月未満	32	32	60	32	36	20
	12月以上	33	33	61	33	37	21

9	3月未満	33	33	61	33	37	21
	3月以上6月未満	34	34	62	34	38	22
	6月以上9月未満	35	35	63	35	39	23
	9月以上12月未満	36	36	64	36	40	24
	12月以上	37	37	65	37	41	25
10	3月未満	37	37	65	37	41	25
	3月以上6月未満	38	38	66	38	42	26
	6月以上9月未満	39	39	67	39	43	27
	9月以上12月未満	40	40	68	40	44	28
	12月以上	41	41	69	41	45	29
11	3月未満	41	41	69	41	45	29
	3月以上6月未満	42	42	70	42	46	30
	6月以上9月未満	43	43	71	43	47	31
	9月以上12月未満	44	44	72	44	48	32
	12月以上	45	45	73	45	49	33
12	3月未満	45	45	73	45	49	33
	3月以上6月未満	46	46	74	46	50	34
	6月以上9月未満	47	47	75	47	51	35
	9月以上12月未満	48	48	76	48	52	36
	12月以上	49	49	77	49	53	37
13	3月未満	49	49	77	49	53	37
	3月以上6月未満	50	50	78	50	54	38
	6月以上9月未満	51	51	79	51	55	39
	9月以上12月未満	52	52	80	52	56	40
	12月以上	53	53	81	53	57	41
14	3月未満	53	53	81	53	57	41
	3月以上6月未満	54	54	82	54	58	42
	6月以上9月未満	55	55	83	55	59	43
	9月以上12月未満	56	56	84	56	60	44
	12月以上	57	57	85	57	61	45
15	3月未満	57	57	85	57	61	45
	3月以上6月未満	58	58	86	58	62	46
	6月以上9月未満	59	59	87	59	63	47
	9月以上12月未満	60	60	88	60	64	48
	12月以上	61	61	89	61	65	49
16	3月未満	61	61	89	61	65	49
	3月以上6月未満	62	62	90	62	66	50
	6月以上9月未満	63	63	91	63	67	51
	9月以上12月未満	64	64	92	64	68	52
	12月以上	65	65	93	65	69	53
17	3月未満	65	65	93	65	69	53
	3月以上6月未満	66	66	94	66	70	54
	6月以上9月未満	67	67	95	67	71	55

	9月以上12月未満	68	68	96	68	72	56
	12月以上	69	69	97	69	73	57
18	3月未満	69	69	97	69	73	57
	3月以上6月未満	70	70	98	70	74	58
	6月以上9月未満	71	71	99	71	75	59
	9月以上12月未満	72	72	100	72	76	60
	12月以上	73	73	101	73	77	61
19	3月未満	73	73	101	73	77	61
	3月以上6月未満	74	74	102	74	78	62
	6月以上9月未満	75	75	103	75	79	63
	9月以上12月未満	76	76	104	76	80	64
	12月以上	77	77	105	77	81	65
20	3月未満	77	77	105	77	81	65
	3月以上6月未満	78	78	106	77	82	66
	6月以上9月未満	79	79	107	78	83	67
	9月以上12月未満	80	80	108	78	84	68
	12月以上	81	81	109	79	85	69
21	3月未満	81	81	109	79	85	69
	3月以上6月未満	82	81	110	79	86	70
	6月以上9月未満	83	81	111	80	87	71
	9月以上12月未満	84	82	112	80	88	72
	12月以上	85	82	113	81	89	73
22	3月未満	85	82	113	81	89	73
	3月以上6月未満	86	82	114	81	90	74
	6月以上9月未満	87	83	115	82	91	75
	9月以上12月未満	88	83	116	82	92	76
	12月以上	89	83	117	83	93	77
23	3月未満	89	83	117		93	77
	3月以上6月未満	90	84	118		94	78
	6月以上9月未満	91	84	119		95	79
	9月以上12月未満	92	84	120		96	80
	12月以上	93	85	121		97	81
24	3月未満	93	85	121		97	81
	3月以上6月未満	94	85	122		97	82
	6月以上9月未満	95	85	123		97	83
	9月以上12月未満	96	85	124		97	84
	12月以上	97	86	125		97	85
25	3月未満	97	86	125			85
	3月以上6月未満	98	86	125			86
	6月以上9月未満	99	86	125			87
	9月以上12月未満	100	86	125			88
	12月以上	101	87	125			89
26	3月未満	101	87				89

	3月以上6月未満	102	87				90
	6月以上9月未満	103	87				91
	9月以上12月未満	104	87				92
	12月以上	105	88				93
27	3月未満	105	88				93
	3月以上6月未満	105	88				94
	6月以上9月未満	105	88				95
	9月以上12月未満	105	88				96
	12月以上	105	89				97
28	3月未満		89				97
	3月以上6月未満		89				98
	6月以上9月未満		89				99
	9月以上12月未満		89				100
	12月以上		90				101
29	3月未満		90				101
	3月以上6月未満		90				102
	6月以上9月未満		90				103
	9月以上12月未満		90				104
	12月以上		91				105
30	3月未満						105
	3月以上6月未満						106
	6月以上9月未満						107
	9月以上12月未満						108
	12月以上						109
31	3月未満						109
	3月以上6月未満						110
	6月以上9月未満						111
	9月以上12月未満						112
	12月以上						113
32	3月未満						113
	3月以上6月未満						114
	6月以上9月未満						115
	9月以上12月未満						116
	12月以上						117
33	3月未満						117
	3月以上6月未満						118
	6月以上9月未満						119
	9月以上12月未満						120
	12月以上						121
34	3月未満						121
	3月以上6月未満						121
	6月以上9月未満						121
	9月以上12月未満						121

	12月以上						1 2 1
--	-------	--	--	--	--	--	-------

附則別表2 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給（附則第6項関係）

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
2	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
3	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	1	1
	6月以上9月未満	11	11	1	1
	9月以上12月未満	12	12	1	1
	12月以上	13	13	1	1
4	3月未満	13	13	1	1
	3月以上6月未満	14	14	2	1
	6月以上9月未満	15	15	3	1
	9月以上12月未満	16	16	4	1
	12月以上	17	17	5	1
5	3月未満	17	17	5	1
	3月以上6月未満	18	18	6	1
	6月以上9月未満	19	19	7	1
	9月以上12月未満	20	20	8	1
	12月以上	21	21	9	1
6	3月未満	21	21	9	1
	3月以上6月未満	22	22	10	2
	6月以上9月未満	23	23	11	3
	9月以上12月未満	24	24	12	4
	12月以上	25	25	13	5
7	3月未満	25	25	13	5
	3月以上6月未満	26	26	14	6
	6月以上9月未満	27	27	15	7
	9月以上12月未満	28	28	16	8
	12月以上	29	29	17	9
8	3月未満	29	29	17	9
	3月以上6月未満	30	30	18	10
	6月以上9月未満	31	31	19	11
	9月以上12月未満	32	32	20	12
	12月以上	33	33	21	13

9	3月未満	33	33	21	13
	3月以上6月未満	34	34	22	14
	6月以上9月未満	35	35	23	15
	9月以上12月未満	36	36	24	16
	12月以上	37	37	25	17
10	3月未満	37	37	25	17
	3月以上6月未満	38	38	26	18
	6月以上9月未満	39	39	27	19
	9月以上12月未満	40	40	28	20
	12月以上	41	41	29	21
11	3月未満	41	41	29	21
	3月以上6月未満	42	42	30	22
	6月以上9月未満	43	43	31	23
	9月以上12月未満	44	44	32	24
	12月以上	45	45	33	25
12	3月未満	45	45	33	25
	3月以上6月未満	46	46	34	26
	6月以上9月未満	47	47	35	27
	9月以上12月未満	48	48	36	28
	12月以上	49	49	37	29
13	3月未満	49	49	37	29
	3月以上6月未満	50	50	38	30
	6月以上9月未満	51	51	39	31
	9月以上12月未満	52	52	40	32
	12月以上	53	53	41	33
14	3月未満	53	53	41	33
	3月以上6月未満	54	54	42	34
	6月以上9月未満	55	55	43	35
	9月以上12月未満	56	56	44	36
	12月以上	57	57	45	37
15	3月未満	57	57	45	37
	3月以上6月未満	58	58	46	38
	6月以上9月未満	59	59	47	39
	9月以上12月未満	60	60	48	40
	12月以上	61	61	49	41
16	3月未満	61	61	49	41
	3月以上6月未満	62	62	50	42
	6月以上9月未満	63	63	51	43
	9月以上12月未満	64	64	52	44
	12月以上	65	65	53	45
17	3月未満	65	65	53	45
	3月以上6月未満	66	66	54	46
	6月以上9月未満	67	67	55	47

	9月以上12月未満	68	68	56	48
	12月以上	69	69	57	49
18	3月未満	69	69	57	49
	3月以上6月未満	70	70	58	50
	6月以上9月未満	71	71	59	51
	9月以上12月未満	72	72	60	52
	12月以上	73	73	61	53
19	3月未満	73	73	61	53
	3月以上6月未満	74	74	62	54
	6月以上9月未満	75	75	63	55
	9月以上12月未満	76	76	64	56
	12月以上	77	77	65	57
20	3月未満	77	77	65	57
	3月以上6月未満	78	78	66	58
	6月以上9月未満	79	79	67	59
	9月以上12月未満	80	80	68	60
	12月以上	81	81	69	61
21	3月未満	81	81	69	61
	3月以上6月未満	82	82	70	62
	6月以上9月未満	83	83	71	63
	9月以上12月未満	84	84	72	64
	12月以上	85	85	73	65
22	3月未満	85	85	73	65
	3月以上6月未満	86	86	74	66
	6月以上9月未満	87	87	75	67
	9月以上12月未満	88	88	76	68
	12月以上	89	89	77	69
23	3月未満	89	89	77	69
	3月以上6月未満	90	90	78	70
	6月以上9月未満	91	91	79	71
	9月以上12月未満	92	92	80	72
	12月以上	93	93	81	73
24	3月未満	93	93	81	73
	3月以上6月未満	94	94	82	74
	6月以上9月未満	95	95	83	75
	9月以上12月未満	96	96	84	76
	12月以上	97	97	85	77
25	3月未満	97	97	85	77
	3月以上6月未満	97	97	86	78
	6月以上9月未満	97	97	87	79
	9月以上12月未満	97	97	88	80
	12月以上	97	97	89	81
26	3月未満			89	81

	3月以上6月未満			89	82
	6月以上9月未満			89	83
	9月以上12月未満			89	84
	12月以上			89	85
27	3月未満				85
	3月以上6月未満				86
	6月以上9月未満				87
	9月以上12月未満				88
	12月以上				89
28	3月未満				89
	3月以上6月未満				90
	6月以上9月未満				91
	9月以上12月未満				92
	12月以上				93
29	3月未満				93
	3月以上6月未満				94
	6月以上9月未満				95
	9月以上12月未満				96
	12月以上				97
30	3月未満				97
	3月以上6月未満				98
	6月以上9月未満				99
	9月以上12月未満				100
	12月以上				101
31	3月未満				101
	3月以上6月未満				102
	6月以上9月未満				103
	9月以上12月未満				104
	12月以上				105
32	3月未満				105
	3月以上6月未満				106
	6月以上9月未満				107
	9月以上12月未満				108
	12月以上				109
33	3月未満				109
	3月以上6月未満				110
	6月以上9月未満				111
	9月以上12月未満				112
	12月以上				113
34	3月未満				113
	3月以上6月未満				114
	6月以上9月未満				115
	9月以上12月未満				116

	12月以上				1 1 7
3 5	3月未満				1 1 7
	3月以上6月未満				1 1 8
	6月以上9月未満				1 1 9
	9月以上12月未満				1 2 0
	12月以上				1 2 1
3 6	3月未満				1 2 1
	3月以上6月未満				1 2 1
	6月以上9月未満				1 2 1
	9月以上12月未満				1 2 1
	12月以上				1 2 1

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表（附則第7項関係）

旧級が行政職給料表の5級である職員の新号給

旧号給	新級	4級	5級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
5	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
6	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	2
	6月以上9月未満	11	3
	9月以上12月未満	12	4
	12月以上	13	5
7	3月未満	13	5
	3月以上6月未満	14	6
	6月以上9月未満	15	7
	9月以上12月未満	16	8
	12月以上	17	9
8	3月未満	17	9
	3月以上6月未満	18	10

	6月以上9月未満	1 9	1 1
	9月以上12月未満	2 0	1 2
	12月以上	2 1	1 3
9	3月未満	2 1	1 3
	3月以上6月未満	2 2	1 4
	6月以上9月未満	2 3	1 5
	9月以上12月未満	2 4	1 6
	12月以上	2 5	1 7
1 0	3月未満	2 5	1 7
	3月以上6月未満	2 6	1 8
	6月以上9月未満	2 7	1 9
	9月以上12月未満	2 8	2 0
	12月以上	2 9	2 1
1 1	3月未満	2 9	2 1
	3月以上6月未満	3 0	2 2
	6月以上9月未満	3 1	2 3
	9月以上12月未満	3 2	2 4
	12月以上	3 3	2 5
1 2	3月未満	3 3	2 5
	3月以上6月未満	3 4	2 6
	6月以上9月未満	3 5	2 7
	9月以上12月未満	3 6	2 8
	12月以上	3 7	2 9
1 3	3月未満	3 7	2 9
	3月以上6月未満	3 8	3 0
	6月以上9月未満	3 9	3 1
	9月以上12月未満	4 0	3 2
	12月以上	4 1	3 3
1 4	3月未満	4 1	3 3
	3月以上6月未満	4 2	3 4
	6月以上9月未満	4 3	3 5
	9月以上12月未満	4 4	3 6
	12月以上	4 5	3 7
1 5	3月未満	4 5	3 7
	3月以上6月未満	4 6	3 8
	6月以上9月未満	4 7	3 9
	9月以上12月未満	4 8	4 0
	12月以上	4 9	4 1
1 6	3月未満	4 9	4 1
	3月以上6月未満	5 0	4 2
	6月以上9月未満	5 1	4 3
	9月以上12月未満	5 2	4 4
	12月以上	5 3	4 5

17	3月未満	53	45
	3月以上6月未満	54	46
	6月以上9月未満	55	47
	9月以上12月未満	56	48
	12月以上	57	49
18	3月未満	57	49
	3月以上6月未満	58	50
	6月以上9月未満	59	51
	9月以上12月未満	60	52
	12月以上	61	53
19	3月未満	61	53
	3月以上6月未満	62	53
	6月以上9月未満	63	54
	9月以上12月未満	64	54
	12月以上	65	55
20	3月未満	65	55
	3月以上6月未満	66	55
	6月以上9月未満	67	56
	9月以上12月未満	68	56
	12月以上	69	57
21	3月未満	69	57
	3月以上6月未満	70	58
	6月以上9月未満	71	59
	9月以上12月未満	72	60
	12月以上	73	61
22	3月未満	73	61
	3月以上6月未満	74	61
	6月以上9月未満	75	62
	9月以上12月未満	76	62
	12月以上	77	63
23	3月未満	77	63
	3月以上6月未満	78	63
	6月以上9月未満	79	64
	9月以上12月未満	80	64
	12月以上	81	65
24	3月未満	81	65
	3月以上6月未満	82	66
	6月以上9月未満	83	67
	9月以上12月未満	84	68
	12月以上	85	69
25	3月未満	85	69
	3月以上6月未満	86	70
	6月以上9月未満	87	71

	9月以上12月未満	88	72
	12月以上	89	73
26	3月未満	89	73
	3月以上6月未満	90	74
	6月以上9月未満	91	75
	9月以上12月未満	92	76
	12月以上	93	77
27	3月未満	93	77
	3月以上6月未満	94	78
	6月以上9月未満	95	79
	9月以上12月未満	96	80
	12月以上	97	81
28	3月未満	97	81
	3月以上6月未満	98	82
	6月以上9月未満	99	83
	9月以上12月未満	100	84
	12月以上	101	85
29	3月未満	101	85
	3月以上6月未満	102	86
	6月以上9月未満	103	87
	9月以上12月未満	104	88
	12月以上	105	89
30	3月未満	105	89
	3月以上6月未満	106	90
	6月以上9月未満	107	91
	9月以上12月未満	108	92
	12月以上	109	93
31	3月未満	109	93
	3月以上6月未満	110	93
	6月以上9月未満	111	94
	9月以上12月未満	112	94
	12月以上	113	95
32	3月未満	113	95
	3月以上6月未満	114	95
	6月以上9月未満	115	96
	9月以上12月未満	116	96
	12月以上	117	97
33	3月未満	117	97
	3月以上6月未満	118	98
	6月以上9月未満	119	99
	9月以上12月未満	120	100
	12月以上	121	101
34	3月未満	121	101

	3月以上6月未満	1 2 2	1 0 2
	6月以上9月未満	1 2 3	1 0 3
	9月以上12月未満	1 2 4	1 0 4
	12月以上	1 2 5	1 0 5
3 5	3月未満	1 2 5	1 0 5
	3月以上6月未満	1 2 5	1 0 6
	6月以上9月未満	1 2 5	1 0 7
	9月以上12月未満	1 2 5	1 0 8
	12月以上	1 2 5	1 0 9

旧級が労務職給料表の6級である職員の新号給

旧号給	新級	4級	5級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
5	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
6	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	1 0	2
	6月以上9月未満	1 1	3
	9月以上12月未満	1 2	4
	12月以上	1 3	5

7	3月未満	1 3	5
	3月以上6月未満	1 4	6
	6月以上9月未満	1 5	7
	9月以上12月未満	1 6	8
	12月以上	1 7	9
8	3月未満	1 7	9
	3月以上6月未満	1 8	1 0
	6月以上9月未満	1 9	1 1
	9月以上12月未満	2 0	1 2
	12月以上	2 1	1 3
9	3月未満	2 1	1 3
	3月以上6月未満	2 2	1 4
	6月以上9月未満	2 3	1 5
	9月以上12月未満	2 4	1 6
	12月以上	2 5	1 7
1 0	3月未満	2 5	1 7
	3月以上6月未満	2 6	1 8
	6月以上9月未満	2 7	1 9
	9月以上12月未満	2 8	2 0
	12月以上	2 9	2 1
1 1	3月未満	2 9	2 1
	3月以上6月未満	3 0	2 2
	6月以上9月未満	3 1	2 3
	9月以上12月未満	3 2	2 4
	12月以上	3 3	2 5
1 2	3月未満	3 3	2 5
	3月以上6月未満	3 4	2 6
	6月以上9月未満	3 5	2 7
	9月以上12月未満	3 6	2 8
	12月以上	3 7	2 9
1 3	3月未満	3 7	2 9
	3月以上6月未満	3 8	3 0
	6月以上9月未満	3 9	3 1
	9月以上12月未満	4 0	3 2
	12月以上	4 1	3 3
1 4	3月未満	4 1	3 3
	3月以上6月未満	4 2	3 4
	6月以上9月未満	4 3	3 5
	9月以上12月未満	4 4	3 6
	12月以上	4 5	3 7
1 5	3月未満	4 5	3 7
	3月以上6月未満	4 6	3 8
	6月以上9月未満	4 7	3 9

	9月以上12月未満	48	40
	12月以上	49	41
16	3月未満	49	41
	3月以上6月未満	50	42
	6月以上9月未満	51	43
	9月以上12月未満	52	44
	12月以上	53	45
17	3月未満	53	45
	3月以上6月未満	54	46
	6月以上9月未満	55	47
	9月以上12月未満	56	48
	12月以上	57	49
18	3月未満	57	49
	3月以上6月未満	58	50
	6月以上9月未満	59	51
	9月以上12月未満	60	52
	12月以上	61	53
19	3月未満	61	53
	3月以上6月未満	62	53
	6月以上9月未満	63	54
	9月以上12月未満	64	54
	12月以上	65	55
20	3月未満	65	55
	3月以上6月未満	66	55
	6月以上9月未満	67	56
	9月以上12月未満	68	56
	12月以上	69	57
21	3月未満	69	57
	3月以上6月未満	70	58
	6月以上9月未満	71	59
	9月以上12月未満	72	60
	12月以上	73	61
22	3月未満	73	61
	3月以上6月未満	74	61
	6月以上9月未満	75	62
	9月以上12月未満	76	62
	12月以上	77	63
23	3月未満	77	63
	3月以上6月未満	78	63
	6月以上9月未満	79	64
	9月以上12月未満	80	64
	12月以上	81	65
24	3月未満	81	65

	3月以上6月未満	8 2	6 6
	6月以上9月未満	8 3	6 7
	9月以上12月未満	8 4	6 8
	12月以上	8 5	6 9
2 5	3月未満	8 5	6 9
	3月以上6月未満	8 6	7 0
	6月以上9月未満	8 7	7 1
	9月以上12月未満	8 8	7 2
	12月以上	8 9	7 3
2 6	3月未満	8 9	7 3
	3月以上6月未満	9 0	7 4
	6月以上9月未満	9 1	7 5
	9月以上12月未満	9 2	7 6
	12月以上	9 3	7 7
2 7	3月未満	9 3	7 7
	3月以上6月未満	9 4	7 8
	6月以上9月未満	9 5	7 9
	9月以上12月未満	9 6	8 0
	12月以上	9 7	8 1
2 8	3月未満	9 7	8 1
	3月以上6月未満	9 8	8 2
	6月以上9月未満	9 9	8 3
	9月以上12月未満	1 0 0	8 4
	12月以上	1 0 1	8 5
2 9	3月未満	1 0 1	8 5
	3月以上6月未満	1 0 2	8 6
	6月以上9月未満	1 0 3	8 7
	9月以上12月未満	1 0 4	8 8
	12月以上	1 0 5	8 9
3 0	3月未満	1 0 5	8 9
	3月以上6月未満	1 0 6	9 0
	6月以上9月未満	1 0 7	9 1
	9月以上12月未満	1 0 8	9 2
	12月以上	1 0 9	9 3
3 1	3月未満	1 0 9	9 3
	3月以上6月未満	1 1 0	9 3
	6月以上9月未満	1 1 1	9 4
	9月以上12月未満	1 1 2	9 4
	12月以上	1 1 3	9 5
3 2	3月未満	1 1 3	9 5
	3月以上6月未満	1 1 4	9 5
	6月以上9月未満	1 1 5	9 6
	9月以上12月未満	1 1 6	9 6

	12 月以上	1 1 7	9 7
3 3	3 月未滿	1 1 7	9 7
	3 月以上 6 月未滿	1 1 8	9 8
	6 月以上 9 月未滿	1 1 9	9 9
	9 月以上 12 月未滿	1 2 0	1 0 0
	12 月以上	1 2 1	1 0 1
3 4	3 月未滿	1 2 1	1 0 1
	3 月以上 6 月未滿	1 2 2	1 0 2
	6 月以上 9 月未滿	1 2 3	1 0 3
	9 月以上 12 月未滿	1 2 4	1 0 4
	12 月以上	1 2 5	1 0 5
3 5	3 月未滿	1 2 5	1 0 5
	3 月以上 6 月未滿	1 2 5	1 0 6
	6 月以上 9 月未滿	1 2 5	1 0 7
	9 月以上 12 月未滿	1 2 5	1 0 8
	12 月以上	1 2 5	1 0 9

別表第1 削除

別表第2 削除

別表第3 教育職給料表（第5条関係）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	197,900	253,900	300,300	366,000
	2	200,100	256,200	303,800	368,200
	3	202,300	258,400	307,300	370,400
	4	204,400	260,600	310,800	372,600
	5	206,500	262,600	314,300	374,800
	6	208,600	264,700	316,500	377,000
	7	210,700	266,800	318,600	379,200
	8	212,800	268,900	320,800	381,400
	9	214,900	271,000	323,100	383,600
	10	217,300	272,800	324,800	386,100
	11	219,700	274,700	326,700	388,600
	12	222,000	276,600	328,400	391,100
	13	224,400	278,200	330,000	393,200
	14	226,900	280,400	332,100	395,800
	15	229,400	282,700	334,300	398,300
	16	231,900	284,900	336,400	400,900
	17	234,400	287,300	338,700	403,200
	18	236,900	289,600	341,100	405,900
	19	239,400	291,800	343,500	408,500
	20	241,900	294,100	345,900	411,000
	21	244,000	296,500	347,900	413,200
	22	246,200	298,700	350,100	415,600
	23	248,400	301,200	352,300	418,200
	24	250,600	303,400	354,400	420,800
	25	252,700	305,700	356,400	423,100
	26	254,700	308,000	358,500	425,600
	27	256,700	310,000	360,200	428,100
	28	258,700	311,800	361,900	430,700
	29	260,500	314,000	364,000	433,200
	30	262,600	316,100	366,100	435,700
31	264,500	318,300	368,100	438,200	

3 2	266,300	320,400	370,300	440,800
3 3	267,900	322,500	372,400	443,300
3 4	269,700	324,800	374,300	445,800
3 5	271,600	326,900	376,200	448,300
3 6	273,400	329,100	378,100	450,800
3 7	275,300	330,900	380,000	453,200
3 8	277,600	332,900	381,900	455,800
3 9	279,800	334,700	383,700	458,300
4 0	282,000	336,300	385,600	460,800
4 1	284,100	338,200	387,400	463,000
4 2	286,200	340,400	389,300	465,400
4 3	288,400	342,600	391,300	467,900
4 4	290,400	344,700	393,200	470,300
4 5	292,500	346,700	394,600	472,800
4 6	294,500	348,800	396,400	475,300
4 7	296,500	350,900	398,200	477,800
4 8	298,400	353,000	400,000	480,300
4 9	300,700	354,800	401,800	482,600
5 0	302,400	356,800	403,600	485,100
5 1	304,100	358,600	405,500	487,600
5 2	305,600	360,600	407,400	490,000
5 3	307,000	362,600	409,000	492,400
5 4	308,500	364,600	410,700	494,800
5 5	310,000	366,500	412,400	497,200
5 6	311,400	368,500	414,200	499,600
5 7	312,800	370,300	416,000	501,900
5 8	314,200	372,300	417,600	504,200
5 9	315,400	374,200	419,300	506,500
6 0	316,700	376,200	420,900	508,900
6 1	317,800	378,000	422,400	511,100
6 2	318,900	379,800	424,000	513,200
6 3	320,300	381,600	425,600	515,300
6 4	321,600	383,400	427,000	517,400
6 5	322,700	384,800	428,300	519,600
6 6	324,100	386,500	429,700	521,500

6 7	325,600	388,200	431,200	523,500
6 8	327,100	389,900	432,600	525,500
6 9	328,200	391,600	433,900	527,200
7 0	329,600	393,000	435,300	528,500
7 1	330,900	394,300	436,700	529,900
7 2	332,300	395,700	438,100	531,300
7 3	333,600	397,000	439,100	532,600
7 4	335,000	398,400	440,500	533,700
7 5	336,300	399,800	441,900	534,800
7 6	337,700	401,100	443,300	536,000
7 7	338,700	402,200	444,300	537,100
7 8	340,000	403,200	445,400	538,300
7 9	341,300	404,100	446,500	539,400
8 0	342,600	405,100	447,700	540,300
8 1	343,900	406,100	449,000	540,900
8 2	345,200	407,000	449,900	541,900
8 3	346,500	407,800	450,900	542,800
8 4	347,700	408,700	451,800	543,700
8 5	348,800	409,300	452,800	544,500
8 6	350,100	410,100	453,500	545,400
8 7	351,400	410,900	454,200	546,300
8 8	352,600	411,700	455,000	547,200
8 9	353,700	412,300	455,800	548,100
9 0	355,000	413,100		549,100
9 1	356,300	413,900		550,000
9 2	357,500	414,700		550,900
9 3	358,600	415,300		551,700
9 4	359,200	416,100		552,500
9 5	359,700	416,900		553,200
9 6	360,300	417,500		554,000
9 7	360,900	418,200		554,800
9 8				555,600
9 9				556,400
1 0 0				557,100
1 0 1				557,800
1 0 2				558,500

	103				559,200
	104				559,900
	105				560,500
	106				561,100
	107				561,700
	108				562,300
	109				562,700
	110				563,800
	111				564,900
	112				566,000
	113				567,100
	114				568,300
	115				569,400
	116				570,500
	117				571,500
	118				572,700
	119				573,800
	120				574,900
	121				575,900
再雇用職員		272,700	293,100	329,800	401,700

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年2月1日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2022年12月 日から施行し、2022年4月1日から適用する。

別表第4 一般職給料表（第5条関係）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再雇 用職 員以 外の 職員	1	151,900	173,600	211,100	253,300	267,300	304,200
	2	153,000	175,400	212,900	255,300	269,400	306,900
	3	154,100	177,200	214,700	257,300	271,500	309,600
	4	155,200	179,000	216,400	259,300	273,600	312,300
	5	156,500	180,600	218,100	261,200	275,500	314,900
	6	157,900	182,400	219,800	263,200	277,600	317,600
	7	159,200	184,200	221,500	265,200	279,700	320,400
	8	160,500	186,000	223,300	267,200	281,900	323,200
	9	161,600	187,600	225,100	269,300	284,100	325,900
	10	162,900	189,300	226,900	271,400	286,300	328,700
	11	164,200	191,200	228,700	273,500	288,400	331,500
	12	165,500	193,100	230,400	275,600	290,600	334,300
	13	167,000	195,000	232,100	277,500	292,500	337,100
	14	168,700	197,000	233,900	279,600	294,400	339,900
	15	170,400	198,900	235,700	281,700	296,300	342,600
	16	172,100	200,900	237,400	283,800	298,200	345,300
	17	173,600	202,900	239,100	285,800	300,200	348,000
	18	175,400	205,200	241,000	287,700	302,400	350,800
	19	177,200	207,500	243,000	289,600	304,600	353,500
	20	179,000	209,800	245,000	291,500	306,800	356,200
	21	180,600	211,900	247,000	293,700	309,000	358,900
	22	182,400	213,700	249,000	295,900	311,300	361,600
	23	184,200	215,500	251,000	298,100	313,500	364,100
	24	186,000	217,300	253,000	300,200	315,700	366,700
	25	187,600	219,100	254,900	302,300	317,800	369,000

26	189,300	220,900	256,800	304,400	320,000	371,600
27	191,200	222,700	258,700	306,500	322,200	374,200
28	193,100	224,500	260,700	308,600	324,500	376,800
29	195,000	226,200	262,800	310,700	326,600	379,200
30	197,000	228,100	264,800	312,700	328,900	381,800
31	198,900	229,900	266,900	314,700	331,100	384,300
32	200,900	231,700	269,000	316,700	333,400	386,800
33	202,900	233,300	271,000	318,600	335,200	389,300
34	204,200	235,100	273,000	320,600	337,200	391,800
35	205,500	236,900	275,000	322,600	339,100	394,200
36	206,800	238,600	277,000	324,600	341,000	396,600
37	208,100	240,300	278,800	326,500	342,800	398,700
38	209,200	242,100	280,700	328,500	344,700	400,800
39	210,500	243,800	282,600	330,500	346,600	402,800
40	211,800	245,500	284,500	332,400	348,400	404,800
41	213,100	247,100	286,500	334,300	350,100	406,900
42	214,200	248,700	288,500	336,300	351,900	409,000
43	215,300	250,300	290,400	338,300	353,700	411,000
44	216,300	251,900	292,100	340,200	355,400	413,000
45	217,400	253,500	294,000	342,100	357,200	414,800
46	218,500	255,500	296,000	343,700	358,800	416,700
47	219,600	257,500	298,000	345,300	360,400	418,700
48	220,600	259,500	299,900	346,900	362,000	420,700
49	221,500	261,400	301,800	348,400	363,600	422,600
50	222,500	263,400	303,800	349,700	365,200	424,300
51	223,600	265,400	305,700	351,000	366,800	426,000
52	224,600	267,400	307,600	352,300	368,400	427,700
53	225,600	269,500	309,500	353,500	370,000	429,400
54	226,500	271,500	311,500	354,700	371,400	430,300

55	227,400	273,600	313,400	355,800	372,800	431,200
56	228,300	275,500	315,300	356,900	374,200	432,000
57	229,200	277,600	317,200	358,000	375,500	432,700
58	230,100	279,300	319,100	359,200	376,500	433,600
59	231,000	281,000	321,000	360,300	377,500	434,400
60	231,900	282,700	322,900	361,400	378,500	435,300
61	232,600	284,300	324,800	362,500	379,500	436,000
62	233,400	285,900	326,600	363,300	380,400	436,800
63	234,200	287,500	328,400	364,100	381,300	437,600
64	235,100	289,100	330,100	364,800	382,200	438,400
65	235,900	290,700	331,800	365,500	382,900	439,200
66	236,700	292,500	332,900	366,100	383,500	440,000
67	237,600	294,200	334,000	366,700	384,200	440,800
68	238,500	296,000	335,100	367,300	384,900	441,600
69	239,200	297,800	336,200	367,900	385,500	442,200
70	240,000	299,400	337,100	368,500	386,100	442,600
71	240,900	301,000	338,000	369,100	386,800	443,100
72	241,600	302,600	338,900	369,600	387,500	443,600
73	242,400	303,900	339,700	370,100	388,100	444,200
74	243,200	305,300	340,600	370,600	388,700	444,800
75	243,800	306,700	341,500	371,100	389,400	445,400
76	244,400	308,100	342,300	371,600	390,100	445,700
77	244,900	309,500	343,100	372,100	390,700	446,000
78	245,600	310,900	343,700	372,600	391,300	446,500
79	246,200	312,300	344,300	373,100	392,000	447,000
80	246,700	313,600	344,900	373,600	392,600	447,400
81	247,200	314,700	345,500	374,100	393,300	447,800
82	247,700	315,700	346,000	374,600	394,000	448,200
83	248,200	316,700	346,500	375,100	394,500	448,700

84	248,700	317,700	347,000	375,500	395,100	449,200
85	249,100	318,500	347,500	375,900	395,700	449,600
86	249,600	319,200	347,900	376,300	396,300	450,000
87	250,100	319,900	348,200	376,700	397,000	450,400
88	250,600	320,600	348,500	377,100	397,700	450,800
89	251,000	321,300	348,800	377,500	398,400	451,200
90	251,500	322,000	349,100	377,900	399,000	451,600
91	252,000	322,700	349,400	378,300	399,600	452,000
92	252,500	323,300	349,700	378,600	400,100	452,400
93	252,900	323,900	350,000	378,900	400,600	452,700
94		324,400	350,300	379,300	401,100	453,400
95		324,900	350,600	379,700	401,600	454,100
96		325,400	350,900	380,000	402,100	454,800
97		326,000	351,200	380,300	402,600	455,600
98		326,500	351,500	380,700	403,000	456,400
99		327,000	351,800	381,100	403,400	457,200
100		327,500	352,100	381,400	403,800	458,000
101		328,000	352,300	381,700	404,300	458,900
102		328,400	352,600	382,100	404,700	
103		328,800	352,900	382,400	405,100	
104		329,200	353,100	382,700	405,500	
105		329,600	353,300	383,000	405,900	
106		330,000	353,600	383,300	406,300	
107		330,400	353,900	383,600	406,700	
108		330,800	354,100	383,900	407,100	
109		331,200	354,300	384,100	407,400	
110		331,600	354,600	384,400	407,800	
111		332,000	354,800	384,700	408,200	
112		332,400	355,000	384,900	408,600	

113	332,800	355,200	385,100	408,900
114	333,200	355,500	385,300	409,300
115	333,600	355,700	385,500	409,700
116	334,000	355,900	385,700	410,100
117	334,400	356,100	385,900	410,400
118	334,800	356,300	386,100	410,800
119	335,200	356,500	386,300	411,200
120	335,600	356,700	386,500	411,600
121	336,000	356,900	386,700	411,900
122	336,400	357,100	386,900	
123	336,800	357,300	387,100	
124	337,200	357,500	387,300	
125	337,600	357,700	387,500	
126	338,000	357,900		
127	338,400	358,100		
128	338,800	358,200		
129	339,200	358,300		
130	339,600	358,500		
131	340,000	358,700		
132	340,400	358,800		
133	340,800	358,900		
134	341,200	359,100		
135	341,600	359,300		
136	342,000	359,400		
137	342,400	359,500		
138	342,800	359,600		
139	343,200	359,700		
140	343,600	359,800		

	141		344,000				
	142		344,400				
	143		344,800				
	144		345,200				
	145		345,600				
	146		346,000				
	147		346,400				
	148		346,800				
	149		347,200				
	150		347,600				
	151		348,000				
	152		348,400				
	153		348,800				
	154		349,200				
	155		349,600				
	156		350,000				
	157		350,400				
	158		350,800				
	159		351,200				
	160		351,600				
再雇用職員		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600	327,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年2月1日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年12月5日から施行し、2022年4月1日から適用する。